コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE　SUKEGAWA ELECTRIC CO.,LTD.

最終更新日：2017年1月10日
助川電気工業株式会社

代表取締役社長 小瀧　理
問合せ先：管理部長　深澤　優
証券コード：7711
http://www.sukegawadenki.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスにつきまして、1. 株主ならびに取引先の皆様および従業員などの利害関係者に対する企業価値の最大化を図るための経営統治機能、2. 透明度の高い、より効率的な経営（意思決定）を行うための経営統治機能、の2つを基本的な考え方としております。
このような認識のもと、当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の平成27年5月1日施行を機に、透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上の両立を目指すため、平成27年12月16日開催の第78期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。
社外取締役による監査・監督機能の強化は、健全な経営倫理を尊重する企業文化・企業風土の醸成に資するものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本5原則を遵守しております。本欄に記載すべき事項はございません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社ドウメキエンタープライズ	839,000	12.50
百目鬼孝一	571,640	8.51
東京中小企業投資育成株式会社	357,850	5.33
株式会社常陽銀行	293,000	4.36
島田睦	200,000	2.98
茂角広子	153,941	2.29
小方高明	132,000	1.96
助川電気工業従業員持株会	127,469	1.89
上田治夫	126,000	1.87
小瀧理	102,900	1.53

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

（注）上記のほか当社所有の自己株式642千株(9.57%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9 月
業種	精密機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート･ガバナンス体制の状況

1．機関構成･組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
金澤　純一	税理士											
小野　修一郎	税理士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金澤　純一	○	○	昭和37年4月東京国税局入局 平成11年7月潮来税務署署長 平成12年7月土浦税務署署長 平成14年9月金澤純一税理士事務所長(現) 平成16年12月当社監査役就任 平成27年12月当社取締役(監査等委員)就任(現)	企業会計、税務に関する相当程度の知見を有する専門家としての経験が豊富であり、取締役の職務遂行の監視とともに、助言等を頂くのに適任と判断したため、社外取締役として選任しております。 なお、同氏は税理士業を営んでおりますが、当社株式5千株を所有しております以外に当社との間で特別な利害関係はございません。
小野　修一郎	○	○	昭和41年4月関東信越国税局入局 平成12年7月水戸税務署特別国税調査官 平成15年7月関東信越国税局総務部税務相談室税務相談官 平成16年8月小野修一郎税理士事務所所長（現） 平成20年12月当社監査役就任 平成27年12月当社取締役(監査等委員)就任(現)	企業会計、税務に関する相当程度の知見を有する専門家としての経験が豊富であり、取締役の職務遂行の監視とともに、助言等を頂くのに適任と判断したため、社外取締役として選任しております。 なお、同氏は税理士業を営んでおりますが、当社株式5千株を所有しております以外に当社との間で特別な利害関係はございません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	1	2	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた管理部所属の従業員は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役

を除く。)、管理部長等の指揮命令を受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

　当社の内部監査につきましては、社内の相互牽制機能が有効に機能しているか否か等につき常に注意をはらい、万一検出事項の報告がなされれば、直ちに対応し得る体制をとっております。
　当社は、経営監督機能として、監査等委員会制度を採用しており、監査等委員会が取締役の職務遂行の監査を実施しております。
　監査等委員は、取締役会等の重要会議に出席し、独立した立場での意見表明、経営監視、議決権の行使を行うことにより監査等委員でない取締役の職務遂行を監督するとともに、監査等委員でない取締役の業務の執行状況及び内部統制システムの運用状況について適法性及び妥当性の観点から会計監査人とも連携しながら相互の意見交換や監査計画および内容について報告を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

――――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

　通常の役員報酬にて、当該取締役の業績に報いる対応をしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

――――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

　平成28年9月期における当社の取締役・監査役の報酬等は次の通りです。
　区分　支給人員　支給額
　取締役(監査等委員を除く。)　6名　94,510千円
　取締役(監査等委員)(社外取締役を除く)　1名　2,300千円
　監査役(社外監査役を除く)　1名　600千円
　社外役員　2名　3,700千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

　当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、平成27年12月16日開催の定時株主総会の決議により、月額15,000千円以内とすることとしております。また、当社の監査等委員の報酬額は、平成27年12月16日開催の定時株主総会の決議により、月額2,000千円以内とすることとしております。
　なお、当社取締役の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

【社外取締役のサポート体制】

　取締役会事務局として管理部が窓口として対応しております。重要な情報については、その都度、代表取締役社長他より直接社外取締役に対し報告・説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

　当社は、コーポレート・ガバナンスにつきまして、1. 株主ならびに取引先の皆様および従業員などの利害関係者に対する企業価値の最大化を図るための経営統治機能、2. 透明度の高い、より効率的な経営(意思決定)を行うための経営統治機能、の2つを基本的な考え方としております。
　このような認識のもと、監査等委員会設置会社を採用し、監査・監督機能の強化により、健全な経営倫理を尊重する企業文化・企業風土の醸成ができる体制を構築しております。

(取締役会)
　監査等委員である取締役を除く取締役6名と監査等委員である取締役3名で構成されております。
　原則として毎月1回以上、必要に応じ随時開催し、法令および定款で定められた事項や取締役会規程で規程された経営に係る重要事項を審議し、また各管掌取締役から職務の執行状況について報告を受けております。

(監査等委員会)
　監査等委員会は、監査等委員である取締役1名および独立役員として指定している監査等委員である社外取締役2名で組織し、取締役会等の重要会議に出席し、独立した立場での意見表明、経営監視、議決権の行使を行うことにより監査等委員でない取締役の職務遂行を監督するとともに、監査等委員でない取締役の業務の執行状況及び内部統制システムの運用状況について適法性及び妥当性の観点から会計監査人とも連携しながら相互の意見交換や監査計画および内容について報告を行っております。

（会計監査）
　興亜監査法人と監査契約を締結し、継続して会社法監査および金融商品取引法監査を受けており、管理部が中心となり、監査等委員である取締役や会計監査人と連携を密にすることで監査の実効性向上に努めております。
　当社の会計監査業務を執行した公認会計士は松村隆氏、柿原佳孝氏であります。また、監査業務に係る補助者は公認会計士２名であります。

（内部監査）
　内部監査につきましては、内部監査年間計画に基づき、内部監査を実施しております。その結果は、取締役および監査等委員に報告しております。
　社内の相互牽制機能が有効に機能しているか否か等につき常に注意をはらい、万一検出事項の報告がなされれば、直ちに対応し得る体制をとっております。

３. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

　当社は、コーポレート・ガバナンスにつきまして、1. 株主ならびに取引先の皆様および従業員などの利害関係者に対する企業価値の最大化を図るための経営統治機能、2. 透明度の高い、より効率的な経営（意思決定）を行うための経営統治機能、の２つを基本的な考え方としております。
　このような認識のもと、監査等委員会設置会社を採用し、監査・監督機能の強化により、健全な経営倫理を尊重する企業文化・企業風土の醸成ができる体制を構築しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページに掲載しております。 http://www.sukegawadenki.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部においてIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「世にない技術への挑戦」をモットーに、「熱と計測のシステムエンジニアリング」に関する技術、製品及びサービス等を提供する企業として、広く社会に貢献しております。当社は、企業風土としての5Sをベースにして、上記の事業活動と地球環境保全のための活動とを並立して遂行するため、次のことを環境方針として定め、周知徹底のうえ、全員で取り組んでまいります。 ⑴ 環境汚染を予防するため、次の事項を重点課題として実践します。 ・経営効率の向上 ・廃棄物の削減 ・有害な環境影響の低減 ・資源及びエネルギーの有効利用 ⑵ 事業活動、製品、サービスに係る関連法規制、その他当社が同意する要求事項を遵守します。 ⑶ 環境マネジメントシステムを構築するとともに環境目的及び目標を設定し、環境マネジメントシステムを定期的に見直し、継続的改善をはかります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、すべての株主および投資家の皆様に対して、適時、正確かつ公平な情報を提供するために、金融商品取引法および東京証券取引所が定める適時開示規則に沿って情報開示を行います。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

（1） 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
　取締役は、定期的または必要に応じて随時開催する取締役会において、職務執行の状況を報告するとともに、相互にその職務執行を監督します。また、社外取締役を含む各監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役会の職務執行について監査します。

（2） 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
　取締役会議事録、稟議決裁書類等の取締役の職務執行に係る情報については、文書または電磁的媒体に記録し、文書管理規程等の社内規則に基づき、適切かつ確実に保存および管理します。また、取締役、または内部監査部門がこれらの文書等の閲覧を要請した場合には、直ちに提出できる体制とします。

（3） 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　各担当部署において、必要な諸規程、教育訓練制度の整備を行い、リスク要因に関する管理を行います。
なお、組織横断的リスク状況の監視および全体的な対応は管理部が行うものとし、新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めます。

（4） 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　毎年策定される年度計画に基づき各取締役が目標達成のための活動を行います。また、経営目標が予定どおりに進捗しているか、その実績を月次単位で管理することにより、定期的に検証を行います。
　日常の職務の執行に際しては、取締役の担当業務を明確化させるとともに、定期的に開催する常務会を通じ、情報共有を行い、迅速な意思決定と効率的な職務執行を実施します。

（5） 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
　各種法令遵守の啓蒙 教育活動の継続的実施により、法令遵守への理解と意識を常に高めるよう努めます。

（6） 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
　監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、早期に体制を整備し、必要な人員を配置します。また、監査等委員の職務を補助すべき使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さずに監査等委員の指揮命令に従うこととし、当該使用人の任命、異動、評価等に関しては、監査等委員会の事前の同意を得た上で決定するものとします。

（7） 取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
　（ア） 監査等委員が、重要な意思決定のプロセスや業務執行の状況を詳細に把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、稟議決裁書類その他の業務執行に関する文書等をいつでも閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその職務執行の状況報告を求めることができる体制とします。
　（イ） 取締役および使用人は、監査等委員または監査等委員会に対して、法定の事項に加えて、当社および子会社の経営に重要な影響を及ぼすおそれのある事実、内部監査の実施状況ならびに監査の必要上において報告を求められた職務執行の状況について、速やかに報告する体制とします。

（8） その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査等委員が、代表取締役、会計監査人、内部監査部門と定期的に意見交換の機会を持ち、監査上の意見および情報の交換を行うことにより監査の実効性を確保できる体制とします。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．当社は、コンプライアンス基本規定を制定し、当社の役員および社員が法令、条例、諸規定、その他の明文化されたルールを遵守することを定めております。この規定の運用により、反社会的勢力の排除を行っております。

2．反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。また、不当要求の際には、民事と刑事の両面から法的対応を行い、対応する従業員の安全を確保する。

3．反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

Ⅴその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
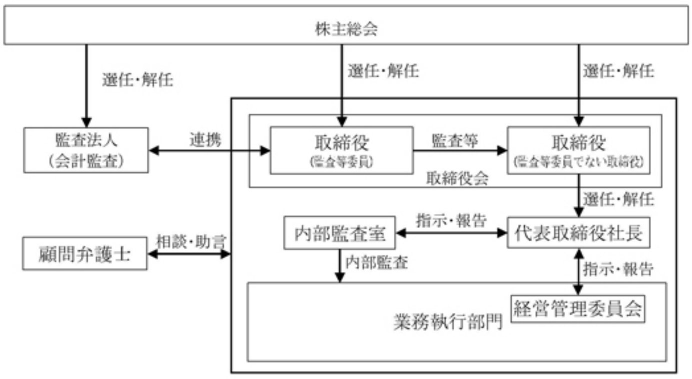
―――